

四日市市立西朝明中学校 部活動運営方針

I 部活動に関する基本的な考え方

1 部活動の意義(四日市市部活動ガイドライン)

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

2 部活動の位置づけ(中学校学習指導要領)

○中学校学習指導要領(平成29年3月公示)【抜粋】第1章

総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制

が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

3 学校教育目標・めざす生徒像

- (1) 学校教育目標：「一人ひとりを大切に」する教育の創造
- (2) めざす学校の姿：生徒と教師が一緒になって生き生きと教育活動を行い、保護者や地域に信頼される学校
- (3) めざす生徒の姿：生きる喜びを感じ、共に生きようとする生徒

4 学校教育ビジョンとの関連

重点目標「豊かな人間性の育成」

生徒が主体的に活動する特別活動の充実

・「みんなで楽しむ」「みんなで創る」学級活動・学年行事・生徒会活動・部活動の仕掛け

「生きる力」「共に生きる力」の基盤となる健やかな心身の育成

・命を大切にする教育・心身の健康を保持・増進する教育の充実

- ・ 部活動運営方針に基づく部活動の実施
- ・ 部活動単位での地区行事への参加

5 部活動の目標及び指導方針

(1) 目標

仲間とともに一つの目標に向かって努力することを通して、困難に打ち勝つ強い精神力と、集団のコミュニケーション力の向上を図る。

(2) 指導方針

- ・ 各部の活動目標を明確にするとともに、活動内容及び計画を生徒・保護者に提示する。
- ・ 常に生徒の心身の状況を把握し、過度の負担とならないように配慮して活動する。
- ・ 活動時の事故防止に努めるとともに、用具等の安全管理を行う。
- ・ 保護者との連携を密にし、活動に対して理解を得るよう努めるとともに、過度の保護者負担とならないように留意する。
- ・ 地域の活動に積極的に参加するなど、地域からの理解と協力を得られるように努める。
- ・ 部活動顧問の過重労働とならないよう配慮する。

II 部活動運営

1 顧問の役割

- (1) 顧問は、学校教育において部活動が果たす役割を理解し、生徒の自己実現が図られるよう、部活動の運営を工夫する。
- (2) 顧問は、作成した活動計画を生徒・保護者に周知し、共通理解のもと部活動を運営する。
- (3) 顧問は、生徒の健康面に十分配慮し、無理のない計画を立てる。
- (4) 顧問は、技術指導だけでなく、集団における規範意識やコミュニケーション力の向上を図り、中学生として望ましい姿を育成する。
- (5) 顧問は、生徒が自主的・意欲的に活動できるよう活動目標を明確化するとともに、目標達成のために部員が一丸となって取り組むことができる集団作りに努める。
- (6) 顧問は、在籍する部員を掌握し、部員の健康管理、事故防止と安全指導を行う。

- (7) 顧問は、担任をはじめとする他の教員と連携を図り、生徒の学校生活を支援する。
- (8) 顧問は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であることに留意し、目標達成に向けた活動が適切に行われるよう、部員主体のミーティングを実施させ、その運営を支援する。
- (9) 顧問は、他校や関係団体との連携を図り、部活動を円滑に運営する。
- (10) 顧問は、指導力向上に係る研修会等に積極的に参加するとともに、校内の顧問同士の意見交換を密にして、指導力の向上に努める。
- (11) 顧問は、保護者との連携を密にし、部活動に対する理解と協力を得られるように努める。
- (12) 顧問は、部活動予算を計画的に執行し、適切な予算管理を行う。

2 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

(1) 年間活動計画の作成

- ①年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、4月中に校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。
- ②参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することが望ましい。

(2) 月間活動計画の作成

- ①年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成する。毎月の活動計画は、前月の25日までに校長に提出して承認を受け、前月中に生徒・保護者に提示する。

3 休養日・活動時間の設定

休養日及び活動時間については、生徒及び教員の健康面を考慮して以下の通りとし、確実に実施するものとする。

* この場合の1週間とは、土曜日から翌週の金曜日までの期間を指す。また、活動時間には、適切に設定された準備と片付け及び移動の時間を含まないものとする。

- (1) **【休養日】** 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定する。

① 平日の休養日

- ・ 平日に設ける休養日は、学校で定めた部活動停止日（職員会議，校内研修会等）と兼ねることができる。ただし，定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。
- ・ 平日の休養日は，部活動単位で決定することができる。天候等により，急きよその日を休養日に変更することは認めるが，活動日を1週間の範囲を越えて変更することは認めない。

② 土日の休養日

- ・ 土日のいずれか1日を休養日とする。大会やコンクール等で両日とも活動を行う場合は，生徒及び教員の健康面を十分配慮し，校長の承認を得た上で実施することができる。ただし，大会やコンクール等終了後の同一週内に代替休養日設ける。
- ・ 休日が連続する場合の休養日の日数は，次の通りとする。

3日連続…1日，4日連続…2日，5日連続…2日

6日以上は長期休業中に準じる。

③ 長期休業中の休養日

- ・ 1週間のうち，2日を休養日とする。

(2) 【活動時間】

① 朝の活動

- ・ 朝練習を実施する場合は，説明会や文書等において，保護者にその意義や効果等を説明し，十分な理解を得た上で実施する。活動時間は，7時40分～8時15分とする。

<配慮事項>

生徒の発達段階や健康状態(朝食の摂取や睡眠時間の確保)、家庭の事情等を考慮し、必要に応じて個別に対応する。

朝の部活動が、その他の教育活動に支障をきたしたり、家庭生活のバランスを崩したりすることのないように配慮する。

通学時間や天候等を考慮して安全に十分に配慮する。

② 平日の放課後の活動

- ・ 放課後の活動時間は，2時間以内とする。
- ・ やむを得ず活動時間が2時間を超える場合は，校長の承認を得ることとし，実施においては，生徒及び教員の健康面を十分配慮する。

③ 週休日・休日・長期休業期間の活動時間

- ・ 週休日等の活動時間は，3時間程度とする。
- ・ 活動内容(大会・練習試合・コンクールへの参加など)により，活動時間が3時間を大幅に超える場合は，校長の承認を得ることとし，実施においては，生徒及び教員の健康に十分配慮する。

4 最終終了時刻と下校完了時刻

期 間	部活動最終終了時刻	下校完了時刻
-----	-----------	--------

4月 1日 ~ 4月30日	17:30	17:40
5月 1日 ~ 9月15日	18:00	18:10
9月16日 ~ 10月15日	17:15	17:25
10月16日 ~ 10月31日	17:00	17:10
11月 1日 ~ 12月31日	16:20	16:30
1月 1日 ~ 1月31日	16:35	16:45
2月 1日 ~ 2月 末日	16:50	17:00
3月 1日 ~ 3月31日	17:20	17:30

5 事故防止と安全管理

(1) 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努める。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

(2) 熱中症対策

活動場所の気温や湿度の状況に応じて、早めの休憩や水分補給を行うなど適切な熱中症対策を講じる。

(3) 活動スペースの確保 活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底する。

(4) 施設・用具等の点検 活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施する。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

(5) 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取る。

6 保護者・地域との連携

顧問は、保護者や地域の理解と協力を得るために、以下の点に留意する。

(1) 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得るようにする。

(2) 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し、理解を得る工夫をする。

(3) 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付するなどして理解を得るようにする。

(4) 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行う。

(5) 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をする。

(6) 活動中の怪我は、軽度と思われるものであっても、家庭訪問等により丁寧に説明をする。

- (7) 部活動を持続可能なものとするため、地域の各種団体と連携を図り、部活動に取り組むことが望ましい。また、地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努める。

7 合同チーム

- (1) 本校だけでチームとして対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組んで活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得る。
- (2) 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得る。
- (3) 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努める。
- (4) 他校と合同チームを組んで大会やコンクール等へ出場する場合は、その可否を事前に主催者に確認する。
- (5) 合同チームが本校を離れて活動を行う場合は、移動中の事故等に十分注意する。万が一事故が発生した場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取る。

<生徒配付>

H31年4月

西朝明中部活指導部 部活動の約束事について (確認)

1 日常の活動について

- ・ 活動は、顧問の指示に従い、安全面を重視し、真剣に取り組む。顧問がその場にはいない場合には安全に活動できる練習メニューを決めておく。自分たちだけでもケガなく活動できるようにお互いに注意して活動する。
- ・ 個人の荷物は、部活動中に活動場所から見える場所(体育館であれば体育館内)または、部室内に置いておく。部室内に置く場合には部室を施錠し、カギは活動場所または職員室内のカギ置き場で管理する。
- ・ 活動場所は常に後で使う人のことを考え、活動後に清掃・整備・戸締まりを行う。
- ・ 毎日の活動の有無等については、昼休みなどを利用し部長が顧問に確認の上、部活動連絡黒板(生徒玄関前)を利用して部員に周知する。
- ・ 体育倉庫や石灰庫を利用している部は整理整頓を心がけ、月に1度をめどに清掃を行う。また、活動場所の清掃・草抜きなども適宜(月に1度をめどに)行う。
- ・ 体育館を利用する部が、体育倉庫内に部の備品を置いている場合は、割り当てられた場所を守り、整理整頓を心がけ清掃も行う。また、体育館の使用前・後はモップがけを励行し美化に努める。体育館トイレ・入口付近・窓・渡り廊下などの清掃、体育館周辺の草抜き、床面のワックスがけなどを利用する部で分担して適宜(月に1度をめどに活動中に)行う。

- ・ 武道場や教室などを利用する部が、武道場や教室内に部の備品を置いている場合は、割り当てられた場所を守り、整理整頓を心がける。また、トイレなどの清掃、武道場周辺の草抜きなどを利用する部で適宜（月に1度をめどに）行う。
- ・ 各部の部室は、各部および顧問で適切に管理し清掃なども行う。また、部室のカギの管理をきちんと行う。（窓の閉め忘れ、電気の消し忘れなどのないように注意する。）

2 放課後の活動時間について

- ・ 顧問が不在のときは、部活動終了時刻までに活動を終了する。但し、顧問から別の指示（他の教師に部活動指導の依頼するなど）がある場合、延長部活動終了時刻まで活動をすることができる。

3 始業前の活動時間について

- ・ 7：40～8：15で活動する。7：30より早く登校しない。
- ・ 顧問から活動場所・部室などのカギを受け取り、活動を始める。（顧問が学校にいない場合は活動を始めない。）
- ・ 朝の学活等の内容に支障のないよう、後片付けを含めて活動を終える。部員全員が予鈴までには教室内で朝の準備を終え、制服で着席し、朝読を開始できるようにする。（朝練後であっても8：30に教室内で着席し朝読を開始していないと遅刻となるので要注意。）

4 休日の部活について

- ・ 顧問から活動場所および部室の鍵を渡してもらい、活動を始める。
（顧問から指示のあった時間であっても、勝手に職員室からカギを持って行ってはならない。）
- ・ 部活動を終了する際には、活動場所の片付け（特に屋内の場合は戸締まり）をきちんと行う。
- ・ 活動が終了したら、速やかに下校帰宅する。
- ・ 職員室への出入りは、原則として顧問の付き添いがない限りしない。
- ・ 顧問の特別な指示がない限り、校舎内へは立ち入らない。（芸術部・パソコン部を除く）
- ◆トイレの使用について
体育館クラブ・・・体育館内のトイレのみを使用する。
外クラブ・・・外トイレのみを使用する。（場合によってはプールのトイレ）

5 服装について

- ・ 文化部は本校の「制服」、運動部は「本校指定の体操服（ジャージを含む）」または「ウインドブレーカー」で活動する。
- ・ 活動中は、「学校が認めた(大会用の)ユニフォーム」や「(体操服の着替えとして使う) Tシャツ（白色で胸部ワンポイント(ソフトボール大まで)は使用可)」を着用して良い。ただし、体操服の着替え用なので色つき・大きな柄つき・バックプリント・袖なし・長袖等は不可とする。
- ・ 運動部の活動前後の登下校については、本校の「制服」または「本校指定の体操服（ジャージを含む）」、「ウインドブレーカー」で行う。「ユニフォーム」での登下校は不可とする。
- ・ 活動中は運動に適した服装でおこなう。体操シャツ（認められたTシャツ・ユニフォームを含む）の裾はパンツ・ズボンの中に入れるなどして、身だしなみも爽やかにする。
- ・ 学校が認めたユニフォーム以外で、各部で統一された着用物については、学校外での対外試合等についてのみ認める。（本校施設を利用しての対外試合では認められない。）ただし、その購入に当たっては保護者および学校長の許可を得る。

6 校外での活動について

- ・ 校外であっても、部活動中は学校での活動と同じであることを忘れない。(服装違反・買い食い・不要物(携帯電話など)の持ち込みなどをしない。また、貴重品の管理は顧問の指示に従う。
- ・ 校区外の会場等に行く場合には、顧問の指示に従って団体の移動すること。特別な事情で会場等から校区まで間を団体行動できない場合は顧問の許可を得ること。
- ・ 公共交通機関(電車・バスなど)を利用する場合は、公共のマナーを意識して行動すること。
- ・ 自宅から校区内の駅やバス停までの移動は徒歩で行く。(徒歩通学)
- ・ 自転車を利用して移動する場合は、ヘルメットを使用すること。ヘルメットは個人購入とする。
- ・ 急な予定変更へ備え、部内の連絡網を作成する。
- ・ 暴風警報・東海地震注意報または警戒宣言時については顧問からの連絡がなくても、「西朝明中の生活」冊子 P12 に基づき判断する。

7 活動停止期間

- ・ テスト発表日の放課後～テスト最終日の朝の期間
- ・ 西朝明中学校の顧問の先生全員が会議(職員会議など)の日
- ・ 市が定めた休校日
- ・ 休校となる警報等が出されたとき